

2023年9月27日

スマリンでんき ご契約者さま

株式会社ファミリーネット・ジャパン
(小売電気事業者(登録番号 A0300))

「電気・ガス価格激変緩和対策事業」継続に伴う電気料金の値引きの期間延長について

拝啓 平素より「スマリンでんき（電気の購入）」をご利用くださり誠にありがとうございます。

当社は「電気・ガス価格激変緩和対策事業（以下「本事業」といいます。）」に参加し、2023年1月使用（2月検針）分から9月使用（10月検針）分までの電気料金から、国が定めた値引き単価に基づき使用量に応じた値引きを実施しております。

本事業における国の方針に基づき、2023年9月使用（10月検針）分までの上記措置を、下記の通り2023年12月使用（2024年1月検針）分まで延長いたしますのでお知らせいたします。

なお、本事業に関しまして、お客さまご自身でのお手続きや当社へのお申し込みは不要です。

※本事業の概要は国のホームページ（下記参照）にてご確認ください。

敬具

記

1. 本事業の対象となるお客さま

当社と次の料金プランの電気需給契約（低圧契約）をされているお客さま

「スマリンでんき一般家庭向けプラン」、「スマリンでんき店舗・事務所向けプラン」、
「スマリンでんき動力プラン」

2. 本事業の適用期間（延長期間）

2023年10月使用分（11月検針分）から2023年12月使用分（2024年1月検針分）まで

（※電気料金の月分表示：2023年11月分から2024年1月分までの各月分）

3. 本事業の値引き単価（低圧契約）について（※単価は税込）

以下の値引き単価を燃料費調整単価から差し引き、燃料費調整額を算定します。

- (1) スマリンでんき一般家庭向けプラン、スマリンでんき店舗・事務所向けプラン、スマリンでんき動力プラン（下記(2)および(3)を除く）

| | |
|-------|------------|
| 値引き単価 | 3.50 円/kWh |
|-------|------------|

- (2) スマリンでんき一般家庭向けプラン（供給区域：関西電力または中国電力エリア）

| | | |
|-------|--------------------|------------|
| 値引き単価 | 一契約につき最初の 15kWh まで | 52.50 円 |
| | 上記を超える 1kWh につき | 3.50 円/kWh |

(3) スミリンでんき一般家庭向けプラン（供給区域：四国電力エリア）

| | | |
|-------|--------------------|------------|
| 値引き単価 | 一契約につき最初の 15kWh まで | 38.50 円 |
| | 上記を超える 1kWh につき | 3.50 円/kWh |

※値引き単価反映後の燃料費調整単価および値引き後の燃料費調整額、電気料金は、当社お客さま専用 Web ページにてご案内いたします。

(参考：電気料金の構成)

○上記3-(1)の「スミリンでんき一般家庭向けプラン」、「スミリンでんき店舗・事務所向けプラン」の場合

電気料金

$$= \{ [\text{基本料金} + \text{電力量料金 (燃料費調整額を含む)}] \times (1 - \text{使用量別割引率}) \} \\ + \text{再生可能エネルギー発電促進賦課金}$$

○上記3-(2)または(3)の「スミリンでんき一般家庭向けプラン」の場合

電気料金

$$= \{ [\text{最低料金} + \text{電力量料金 (燃料費調整額を含む)}] \times (1 - \text{使用量別割引率}) \} \\ + \text{再生可能エネルギー発電促進賦課金}$$

○上記3-(1)の「スミリンでんき動力プラン」の場合

電気料金

$$= \text{基本料金} + \text{電力量料金 (燃料費調整額を含む)} + \text{再生可能エネルギー発電促進賦課金}$$

※上記料金プランのうち供給区域が北海道電力および東北電力、中国電力、九州電力エリアの場合、上記の燃料費調整額には、離島ユニバーサルサービス調整額が含まれます。

4. 本事業の期間延長に伴うの「料金その他供給条件」について

本事業の期間延長にあたり、電気需給約款[スミリンでんき]および付帯する料金表の「料金その他供給条件」を一部変更します。「料金その他供給条件」の変更内容は、別紙「電気需給約款[スミリンでんき]等以外の供給条件（電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置）」をご参照ください。

5. 本事業の概要（国のホームページ：電気・ガス価格激変緩和事業特設サイト）

上記特設サイトの URL：<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general/>

6. 本事業に関する問い合わせ窓口

経済産業省 資源エネルギー庁 電気・ガス価格激変緩和対策事務局需要家向け窓口

電話 0120-013-305 / 受付時間 全日 9:00～17:00（年末年始を除く）

7. 当社の電気料金等に関するお問い合わせ

株式会社ファミリーネット・ジャパン カスタマーセンター

電話 0120-769-677 / 受付時間 9:00~17:00 (土日休日、年末年始を除く)

8. 添付資料

「電気需給約款[スミリンでんき]等以外の供給条件

(電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置) (2023年10月1日)」

・・・(別紙)

以上

別紙

電気需給約款 [スミリンでんき] 等以外の供給条件
(電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置)

2023年10月1日実施

株式会社ファミリーネット・ジャパン

料金その他の供給条件の内容

1 適用

(1) この「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（2022年10月28日閣議決定）にもとづき行なわれる電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、当社が定める次の電気需給約款[スミリンでんき]（2023年8月1日実施）および付帯する料金表（以下「当社が定める約款等」といいます。ただし、当社が定める約款等が変更された場合は、変更後の約款等を用います。）にもとづき次の契約種別により電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

「スミリンでんき一般家庭向けプラン」

「スミリンでんき店舗・事務所向けプラン」

「スミリンでんき動力プラン」

(2) 本供給条件は、2023年11月分のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者および配電事業者（以下、「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給約款およびその他の供給条件等に定める計量期間または検針期間等（以下「計量期間等」といいます。）の始期から2024年1月分の計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。ただし、本事業の変更により本供給条件の適用期間の終期以降も、本事業が継続されることになった場合、本供給条件の適用期間の終期は、変更後の本事業の定める期間までとします。

2 料金の特別措置

(1) 「スミリンでんき料金表（北海道）」、「スミリンでんき料金表（東北）」、「スミリンでんき料金表（東京）」、「スミリンでんき料金表（中部）」、「スミリンでんき料金表（北陸）」、「スミリンでんき料金表（関西）」、「スミリンでんき料金表（中国）」、「スミリンでんき料金表（四国）」または「スミリンでんき料金表（九州）」の各料金表のスミリンでんき一般家庭向けプラン、またはスミリンでんき店舗・事務所向けプランにもとづき電気の供給を受けるお客さまの電力量料金は、当該料金表の4（スミリンでんき一般家庭向けプラン）(4)または5（スミリンでんき店舗・事務所向けプラン）(4)に定める燃料費調整によらず、別表2（燃料費調整）(1)ニ

によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

- (2) 「スマリンでんき料金表（エリア共通）」のスマリンでんき動力プランにもとづき電気の供給を受けるお客さまの電力量料金は、当該料金表の6にかかわらず、別表2(燃料費調整)(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

3 燃料費調整単価の特別措置

(1) 燃料費調整単価

当社が定める約款等にもとづき電気の供給を受けるお客さまの燃料費調整単価は、「スマリンでんき料金表（北海道）」、「スマリンでんき料金表（東北）」、「スマリンでんき料金表（東京）」、「スマリンでんき料金表（中部）」、「スマリンでんき料金表（北陸）」、「スマリンでんき料金表（関西）」、「スマリンでんき料金表（中国）」、「スマリンでんき料金表（四国）」、「スマリンでんき料金表（九州）」または「スマリンでんき料金表（エリア共通）」の各料金表別表2(燃料費調整)(1)ロにかかわらず、各契約種別等ごとに次の算式によって算定された値といたします。

燃料費調整単価 = (2)の基準燃料費調整単価 - (5)の特別措置の燃料費調整単価

- (2) 基準燃料費調整単価は、スマリンでんき各料金表の契約種別等ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - \text{(3)の基準燃料価格}) \times \frac{\text{(4)の基準単価}}{1,000}$$

- (3) 基準燃料価格は、供給区域別の契約種別ごとにスマリンでんき各料金表のとおりといたします。

(4) 基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、1 キロワット時につき次のとおりといたします。

「スマリんでんき料金表（北海道）」、「スマリんでんき料金表（東北）」、「スマリんでんき料金表（東京）」、「スマリんでんき料金表（中部）」、「スマリんでんき料金表（北陸）」、「スマリんでんき料金表（関西）」、「スマリんでんき料金表（中国）」、「スマリんでんき料金表（四国）」、「スマリんでんき料金表（九州）」または「スマリんでんき料金表（エリア共通）」の各料金表においては、別表 2(燃料費調整)(2)の各契約種別の値といたします。

(5) 特別措置の燃料費調整単価は、スマリんでんき各料金表の各契約種別ごとに次のとおりといたします。ただし、本事業の変更により特別措置の燃料費調整単価が変更になった場合は、特別措置の燃料費調整単価は変更後の本事業の定める単価といたします。

イ 下記ロ、ハ、ニを除く、スマリんでんき各料金表の契約種別（スマリんでんき一般家庭向けプラン、スマリんでんき店舗・事務所向けプランおよびスマリんでんき動力プラン）の場合

| | |
|-------------|----------|
| 1 キロワット時につき | 3 円 50 銭 |
|-------------|----------|

ロ スマリんでんき料金表（関西）一般家庭向けプランの場合

| | |
|------------------------|-----------|
| 1 契約につき最初の 15 キロワット時まで | 52 円 50 銭 |
| 上記を超える 1 キロワット時につき | 3 円 50 銭 |

ハ スマリんでんき料金表（中国）一般家庭向けプランの場合

| | |
|------------------------|-----------|
| 1 契約につき最初の 15 キロワット時まで | 52 円 50 銭 |
| 上記を超える 1 キロワット時につき | 3 円 50 銭 |

ニ スマリんでんき料金表（四国）一般家庭向けプランの場合

| | |
|------------------------|-----------|
| 1 契約につき最初の 11 キロワット時まで | 38 円 50 銭 |
| 上記を超える 1 キロワット時につき | 3 円 50 銭 |

4 そ の 他

その他の事項については、当社が定める約款等に定めるところによるものといたします。

附 則

1 実施期日

本供給条件は、2023年10月1日から実施いたします。